

第2期水戸市中心市街地活性化基本計画 (素案)

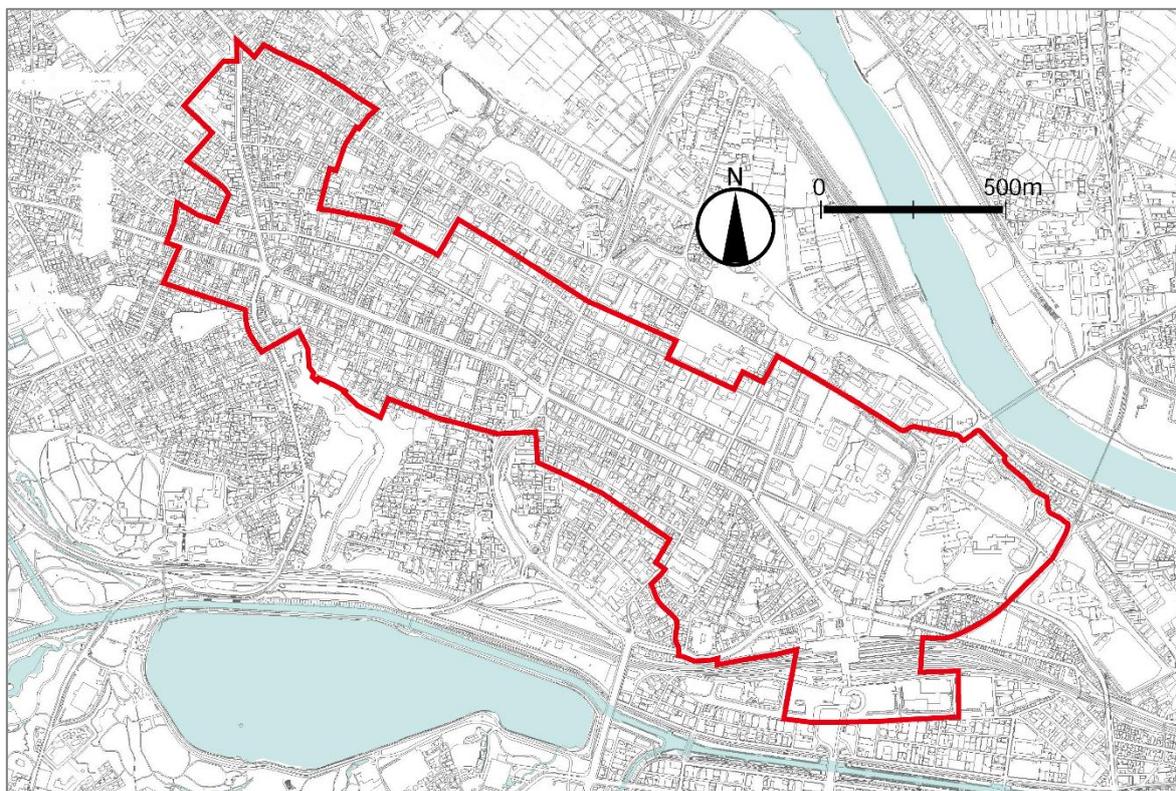
令和4年11月
茨城県水戸市

目次

1. 基本計画の名称	1
2. 計画期間	1
3. 計画区域	1
4. 前計画の評価・課題	2
(1) 事業の進捗状況.....	2
(2) 目標指標の達成状況.....	2
(3) 評価.....	3
(4) 課題.....	4
5. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	5
(1) まちなかの将来像.....	5
(2) 基本方針.....	5
(3) 活性化の地区別方向性.....	6
6. 中心市街地の活性化の目標	7
(1) 施策の体系.....	8
(2) 重点施策.....	10
7. 計画事業の概要	12
(1) 市街地の整備改善を図る事業.....	12
(2) 都市福利施設を整備する事業.....	14
(3) 居住環境の向上のための事業.....	17
(4) 経済活力の向上のための事業.....	20
(5) 公共交通の利便の増進を図るための事業.....	41
8. 推進体制	46

- 1 基本計画の名称： 第2期水戸市中心市街地活性化基本計画
- 2 計画期間： 2023（令和5）年4月から2028（令和10）年3月（5年）
- 3 計画区域

図 第2期水戸市中心市街地活性化基本計画に係る区域



※計画区域については、前計画と変更なし。

・区域の面積：約157ha

・構成する町丁

宮町1丁目の一部、2丁目、3丁目の一部、三の丸1丁目、2丁目の一部、南町1～3丁目、梅香1丁目の一部、2丁目の一部、大町1丁目、2丁目の一部、3丁目の一部、泉町1～3丁目、備前町の一部、天王町の一部、五軒町1丁目の一部、2丁目の一部、3丁目の一部、大工町1～2丁目、栄町1丁目、2丁目、新荘3丁目の一部、金町3丁目の一部、八幡町の一部、元山町1丁目の一部

4 前計画の評価・課題

(1) 事業の進捗状況

前計画に位置付けられた全 96 事業は、2023（令和 5）年 3 月時点で、完了が 11 事業、実施中が 82 事業、未着手・未実施が 3 事業となっている。

「芸術・文化のまちづくり」として、水戸市民会館の整備に向けた泉町 1 丁目北地区市街地再開発事業を推進したほか、水戸市民会館、水戸芸術館及び京成百貨店で構成するエリアの愛称を公募により「Mitori0（ミトリオ）」と決定し、新たな魅力を発信する拠点形成したところである。

「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり」として、弘道館・水戸城跡周辺地区において、水戸城歴史的建造物である大手門や二の丸角櫓等が完成するなど、歴史的資源を生かした拠点を整備したほか、弘道館東側広場や水戸学の道を整備するなど、歴史的景観形成と調和した道路景観づくりを推進してきたところである。あわせて、歴史に関するまち歩きツアーを実施するなど、歴史的資源を回遊する取組を実施した。

「メインストリートを軸とした活力創生のまちづくり」として、中心市街地における商業施設等の立地促進事業や空き店舗を活用した新規開業への支援、中心商店街の活性化に向けた事業を推進したほか、コワーキングスペース「Wagtail（ワグテイル）」において、創業希望者の支援を行うなど、ソフト事業にも取り組んできたところである。

表 13 水戸市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の進捗状況

事業区分	事業の進捗			
	事業数	完了	実施中	未着手・未実施
市街地の整備改善のための事業	19	5	13	1
		26.3%	68.4%	5.3%
都市福利施設を整備する事業	8	2	6	0
		25.0%	75.0%	0.0%
居住環境の向上のための事業	7	1	5	1
		14.3%	71.4%	14.3%
経済活力の向上のための事業	49	3	45	1
		6.1%	91.9%	2.0%
公共交通の利便の増進を図るための事業	13	0	13	0
		0.00%	100.00%	0.00%
合計	96	11	82	3
		11.5%	85.4%	3.1%

(2) 目標指標の達成状況

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
まちなかのにぎわいを創出する	歩行者通行量	109,794 人 (H26)	128,300 人 (R4)	89,489 人 (R4)
まちなか居住を促進する	居住人口	6,778 人 (H26)	8,000 人 (R4)	7,026 人 (R4)
生活利便性を再生する	空き店舗率	21.4% (H26)	16.0% (R4)	17.0% (R3)

(3) 評価

前計画においては、「多様な人々が集い、暮らし、働き、皆が魅力を味わえる、快適でにぎわいのある水戸のまちなか」を将来像に掲げ、市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、居住環境の向上、経済活力の向上、公共交通の利便の増進を基本施策として活性化に取り組んできた。

○にぎわい創出に係る交流拠点が形成された

前計画に位置付けた交流拠点の形成について、「芸術・文化のまちづくり」として整備した泉町1丁目北地区市街地再開発事業による水戸市民会館を整備するとともに、水戸市民会館、水戸芸術館及び京成百貨店が連立するエリアを「Mitori0」と愛称を名付け、新たな魅力を発信する拠点を形成したところである。また、「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史のまちづくり」として、水戸城歴史的建造物である大手門や二の丸角櫓等が完成するとともに、弘道館東側広場や水戸学の道を整備するなど、新たな歴史まちづくりの拠点を形成するなど、順調に進捗した。

○まちなか全体へにぎわいが波及するには至らなかった

前計画において、水戸城歴史的建造物である大手門等の整備による拠点の強化や中心商店会への支援など、ハード・ソフト事業の両面から活性化に向けた事業を展開してきたものの、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛要請により、弘道館・水戸城跡周辺地区への誘客促進事業をはじめ、商店会等と連携した回遊性事業等を十分に行うことができず、にぎわいをまちなか全体へ波及することができなかった。

○まちなか居住の増加に一定の効果はあったものの、十分な効果を得るには至らなかった

前計画において、まちなか居住を促進するために、民間事業者による共同住宅の整備促進をはじめ、まちなかへの移住・定住を誘導する施策として、子育て世帯まちなか住みかえ支援事業等の支援策に取り組み、一部の既存住宅ストックの有効活用を図るなど、まちなか居住につながる事業も実施したものの、区域内の居住人口は微増にとどまった。

○新たな店舗や事務所等が立地し、一定の集積があったものの、事業所数及び従業員数の増加には至らなかった

前計画において、地域経済をけん引する活力づくりに向け、企業誘致や空き店舗対策を推進したことで、飲食や小売業、IT系の企業のほか、保育、就労支援等を行う福祉施設など、多種多様な事業所が立地し、都市機能の集積に一定の効果を得られたといえる。しかしながら、中心市街地全体における事業所数及び従業員数はともに増加には至らなかった。

(4) 課題

前計画の評価を踏まえ、中心市街地（都市中枢ゾーン）における課題を以下のように整理する。

課題1 交流拠点等を活用した更なるにぎわいの創出

前計画において、歴史的建造物である大手門や二の丸角櫓等を整備し、弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史まちづくりとしての拠点を形成したところであるが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、十分なにぎわい創出につなげることができなかった。

今後は、ポストコロナに対応したソフト事業を充実させていくほか、令和5年7月に開館予定の水戸市民会館及び隣接する水戸芸術館が立地する芸術文化の拠点の十分な活用とともに、まちなかへのアクセスや拠点間の回遊性の向上を図ることで、交流の促進、にぎわいの創出につなげていくことが求められている。

課題2 更なるまちなかの居住人口の増加

まちなかの居住人口増加に向け、子育てまちなか住宅取得事業をはじめとする各種居住誘導施策を展開してきたが、居住人口は目標に届かず、微増にとどまっているところであることから、更なる居住誘導施策の充実が求められる。また、アンケート調査においては、中心市街地に不足していると思う施設として、食料品や日用品を買い物できる店舗や歩きやすい歩行者空間のニーズが高い状況であることから、これらのニーズに対応した居住環境の向上が求められている。

課題3 経済活力の更なる向上

本市の経済をけん引している中心市街地において、事業所数及び従業員ともに減少傾向にあり、地域経済の活力低下につながることを懸念される。今後、企業誘致や商業施設等の立地促進、空き店舗等の活用に向けた取組の充実を図るなど、商業のみならず、業務、医療、居住機能等の多様な都市機能の更なる強化・集積を促進し、経済活力を向上させていくことが求められている。

5 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

前計画において、まちなかの将来像を掲げ、水戸市民会館の整備や弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史まちづくりなど、交流拠点づくりを進めるとともに、空き店舗対策をはじめ、商業の活性化やまちなか居住の促進を図るための取組等を推進してきたところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、歩行者通行量が大きく落ち込むなど、新たなにぎわいの創出には至っていないこともあり、前計画から取り組んできた各種施策を継続的に推進するとともに、さらに発展させながら、まちなかの活性化を図っていく必要がある。

これらのことを踏まえ、第2期計画においても、まちなかの将来像及び基本方針について、前計画を継承し、以下のとおり定める。

(1) まちなかの将来像

『多様な人々が集い、暮らし、働き、皆が魅力を味わえる、快適でにぎわいのある水戸のまちなか』

(2) 基本方針

人々が訪れたい魅力づくり

○基本方針1

水戸市民会館、水戸芸術館、京成百貨店で構成するエリア「Mitori0」や弘道館・水戸城跡周辺地区など、本市ならではの歴史、芸術・文化等の交流拠点の更なる魅力向上を図る。さらに、その交流拠点を生かした誘客促進事業とともに、イベント等の各種にぎわい創出事業を推進するほか、まちなかへのアクセス性や拠点間の回遊性の向上による人の交流の活性化を図る。

人々が暮らしたくなる快適空間づくり

○基本方針2

まちなか居住を推進するとともに、子育て施設や福祉・医療施設等の集積による生活利便性の向上を図り、若い世代や子育て世帯、高齢者等の多世代が安心して快適に暮らせる環境づくりを進める。また、まちなかにおいて全ての人が安心して移動できるよう、関係機関と連携し、公共交通の利便性向上を図るとともに、居心地が良く歩きやすい環境づくりに取り組む。

地域経済をけん引する活力づくり

○基本方針3

本市の地域経済を担う中心市街地において、商業・サービス、業務機能の一層の集積を図るため、企業誘致や商業施設等の立地を促進する。また、デジタル化の対応を促進するなど、消費者視点に立った買い物しやすい環境づくりを推進する。さらに、関係機関との連携のもと、起業支援の充実を図るほか、ポストコロナ時代におけるライフスタイルの変化等の機会を捉えながら、多様な働き方ができる環境づくりに取り組む。

(3) 活性化の地区別方向性

これまでの本市の中心市街地活性化においては、各地区の特色を生かし、ニーズや地域のイメージにあわせた取組を推進してきたところである。本計画においても、これらの考え方を踏襲しつつ、かつ、現状や前計画から抽出した課題、それらを踏まえた基本方針に基づく取組に総合的に取り組んでいくため、各地区に求められる都市機能の更なる集積と向上を図っていく。

《中心市街地（都市中枢ゾーン）における各地区の活性化の方向性》

水戸駅周辺地区 「人々を迎える歴史の薫るまち」

- ・三の丸地区における弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史的建造物を生かした魅力向上や誘客促進事業を実施する。あわせて、水戸駅周辺の大型商業施設、商店街等との回遊性を向上することにより、水戸市の玄関口、来訪者を迎えるまちの顔として、都市的魅力の向上を目指す。

南町周辺地区 「業務機能と暮らしが両立するまち」

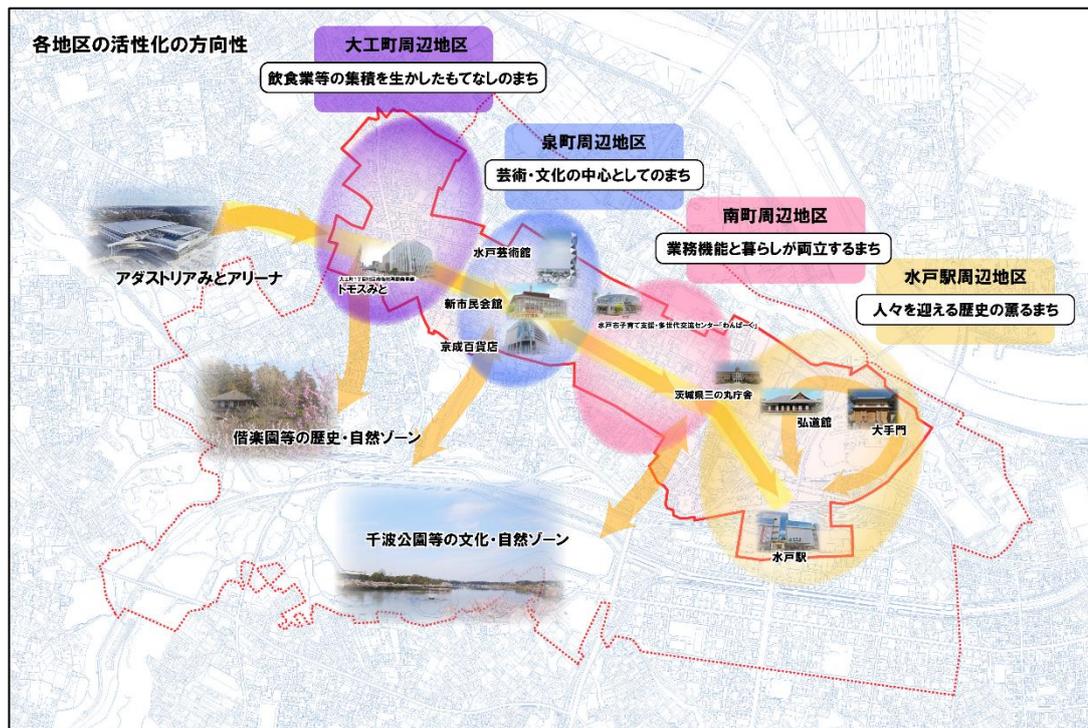
- ・南町周辺地区においては、商業機能やオフィス等の業務機能に加え、共同住宅の立地等も活発化しているなど、居住機能を備えていることから、まちなか居住を促進するとともに、生活利便性向上に係る商業施設等の誘致により、歩いて暮らせるまちづくりを目指す。

泉町周辺地区 「芸術・文化の中心としてのまち」

- ・水戸市民会館、水戸芸術館、京成百貨店で構成するエリア「Mitori0」を中心として、芸術、文化、商業の交流拠点を強化し、エリア全体の魅力向上を図る。あわせて、周辺の個店、商店街団体と連携し、アート等に関連した事業を実施するなど、芸術・文化の中心地としてのまちづくりを目指す。

大工町周辺地区 「飲食業等の集積を生かしたおもてなしのまち」

- ・飲食店等の集積や隣接する偕楽園などの地域資源を生かし、うなぎ料理やあんこう料理など、地域ならではの飲食産業の立地を生かした観光・食の回遊ルートを形成することで、観光客や来街者をおもてなしするまちづくりを目指す。



6 中心市街地の活性化の目標

中心市街地（都市中枢ゾーン）の活性化に向けては、『多様な人々が集い、暮らし、働き、皆が魅力を味わえる、快適でにぎわいのある水戸のまちなか』を目指し、3つの基本方針を踏まえた次の目標を設定する。

(1) 「基本方針1：人々が訪れたいくなる魅力づくり」に基づく目標

目標1：にぎわい向上

【目標指標1：芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口】



【目標指標2：歩行者通行量】



(2) 「基本方針2：人々が暮らしたくなる快適空間づくり」に基づく目標

目標2：居住の促進

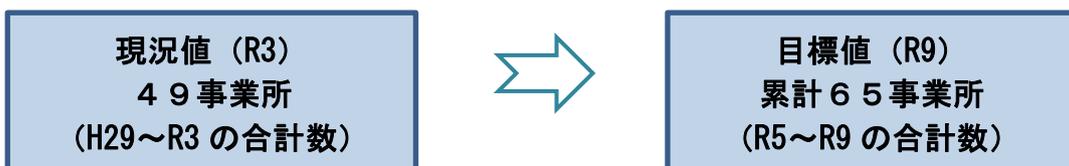
【目標指標3：居住人口】



(3) 「基本方針3：地域経済をけん引する活力づくり」に基づく目標

目標3：事業所等の立地促進

【目標指標4：新規開業数】



(1) 施策の体系

本計画の事業については、以下のとおり、体系化して位置付ける。

事業区分		事業名
市街地の整備改善のための事業	1	水戸市バリアフリー基本構想に基づく事業の実施
	2	水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業
	3	水戸駅北口駅前広場改修事業
	4	弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史的景観づくりの推進
都市福祉施設を整備する事業	5	わんぱーく・みとを核とした多様な子育て支援・多世代交流の推進
	6	総合的な放課後児童対策の推進(放課後学級の充実等)
	7	高齢者支援センターによる高齢者支援の充実
	8	まちなかの保育ニーズに対応した保育サービスの充実
	9	公的病院等救急医療等運営補助事業
	10	水戸協同病院建替え整備事業
	11	公共施設景観形成の推進
	12	市民センターにおける子育て支援の推進(市民センター子育て広場の実施)
居住環境の向上のための事業	13	泉町1丁目広小路地区優良建築物等整備事業
	14	子育てまちなか住宅取得事業
	15	安心住宅リフォーム支援事業
	16	水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業【再掲】
	17	移住支援事業
	18	民間事業者共同住宅整備促進事業
	19	まちなか暮らしの魅力発信事業
経済活力の向上のための事業	20	企業誘致推進事業
	21	中心市街地における商業施設等の立地促進事業
	22	サテライトオフィス等開設促進事業
	23	空き店舗対策事業
	24	まちなかりノベーション事業
	25	コワーキングスペース運営事業
	26	創業支援事業の推進
	27	商店街活カアップ事業
	28	メインストリート街路の緑化推進
	29	コンベンション誘致活動の推進
	30	世界遺産登録推進事業
	31	日本遺産を生かした歴史まちづくり
	32	水戸の歴史・文化に親しむ機会の醸成
	33	水戸黄門まつりの開催
	34	水戸の梅まつりの開催
	35	水戸まちなかフェスティバルの開催
	36	水戸黄門漫遊マラソンの開催
	37	Mitori0を中心としたにぎわいづくり
	38	水戸芸術館の運営の充実
	39	水戸市民会館の事業の推進
	40	芸術をテーマとした誘客促進施策の推進
	41	水戸市芸術祭の開催

事業区分		事業名
経済活力の向上のための事業	42	水戸発祥のオセロ文化の普及・啓発
	43	弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくり
	44	体験・交流型観光の充実
	45	南町自由広場を活用したにぎわい創出事業
	46	周遊バス運行等による観光資源間の移動利便性向上事業
	47	散策ルートを活用した観光資源と周辺市街地の回遊性向上事業
	48	中心市街地活性化支援事業
	49	水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業【再掲】
	50	居心地が良く歩きたくなるまちづくり
	51	創業支援事業計画に基づく事業
	52	プロスポーツチームを通じた地域の活性化
	53	ワンコイン商店街の開催
	54	水戸まちなかゼミ&まちカルの開催
	55	学生サポーター事業
	56	文化コンテンツ強化プロジェクト
	57	まちなか職業体験事業
	58	水府提灯ロマンティクス事業
	59	まちなかの食文化発信事業
	60	まちの駅ネットワーク推進事業
	61	泉町地区街並み景観向上・回遊促進事業
	62	みとまちなか寄席の実施
	63	中心市街地におけるWi-Fi環境整備の促進
	64	eスポーツを活用したにぎわい創出事業
	65	デジタルを活用した消費環境の向上
	公共交通の利便の増進を図るための事業	66
67		公共交通の利用促進
68		バス路線の再編
69		中心市街地と拠点間を結ぶ交通ネットワークの強化
70		バス専用レーンの規制徹底・拡充
71		超低床ノンステップバス導入事業
72		路線バス運行情報を提供するシステムの構築
73		快適な自転車通行空間の整備
74		公共交通の利便性向上（バスサービスの充実）【再掲】
75		公共交通の利用促進【再掲】
76		シェアサイクル等の推進
77		MaaSの推進

(2) 重点施策

前計画においては、各事業を有機的に展開し、効果を高めていくため、5つの主要事業を設定して、各種事業を推進し、活性化に資する核となる芸術文化及び歴史まちづくりの拠点形成したところである。

第2期計画においては、それら拠点形成の効果を高めていくソフト事業をはじめとした活性化に資する取組の重点化を示すものとして、次の3つの重点施策を設定する。

重点施策① 芸術・文化、歴史のまちづくり

水戸市民会館及び周辺道路の整備のための泉町1丁目北地区市街地再開発事業の完成により、質の高い芸術文化を発信する水戸芸術館及び県内唯一の百貨店である京成百貨店の3施設が連立するエリアが誕生した。このエリアにおいては、多様な人が集い、多彩な文化が集積する本市の都市の魅力を高め創造する地区「Mitori0」として、官民の協力のもと、音楽、演劇、現代美術、コンサート、国内外の会議・大会・学会等のコンベンションなど、多様な事業を展開することにより、芸術・文化の創造・発信や、新たな市内外からの交流、にぎわいを高めていくための拠点性を強化する。

また、水戸の歴史の象徴でもある弘道館・水戸城跡周辺地区においては、歴史的建造物である大手門や二の丸角櫓の整備が完了するなど、歴史のまちづくりとしての拠点を形成しているところであり、歴史・観光ロードの活用など、水戸駅からの回遊性を高めるとともに、弘道館東側広場活用したイベントの開催など誘客促進とともに、にぎわいの創出を図る。

さらには、拠点間や中心市街地に隣接する偕楽園及び東町運動公園や中心市街地(都市中枢ゾーン)の飲食店街との回遊性、連携性を向上させ、にぎわいをまちなかへ波及させていく。

【主な事業】

- ・ Mitori0 を中心としたにぎわいづくり
- ・ 水戸市民会館の事業の推進
- ・ 水戸芸術館の運営の充実
- ・ 弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくり

重点施策② 人々が集い都市的な暮らしが楽しめるまちづくり

本市の目指す多極ネットワーク型のコンパクトシティの実現に向け、その核となる中心市街地(都市中枢ゾーン)において、多くの市民が集い、都市的な暮らしが楽しめるよう、まちなかの居住環境の整備を図る。

居住人口の増加に向けては、子育て世帯等のまちなかへの住み替えに対する支援制度や住宅のリフォームの活用を促進するほか、都市型住宅の整備促進を図るなど、多様な住宅ニーズに対応した各種居住誘導施策を推進する。

また、居住者ニーズの高い食料品や日用品を扱う商業機能の誘致など、買い物しやすい環境づくりを進めるとともに、子育て支援・多世代交流の推進や医療拠点の充実を図ることで、生活利便性を高め、多様な人々が暮らしやすいまちなかを形成し、にぎわいの創出を図る。

【主な事業】

- ・ 水戸駅三の丸地区第一種市街地再開発事業
- ・ 泉町1丁目広小路地区優良建築物等整備事業
- ・ 子育てまちなか住宅取得事業
- ・ 安心住宅リフォーム支援事業
- ・ 民間事業者共同住宅整備促進事業

重点施策③ メインストリートを軸とした活力創生、にぎわいが循環するまちづくり

水戸駅北口から大工町に至るメインストリートである国道 50 号を軸とした区域である中心市街地（都市中枢ゾーン）において、大規模未利用地を活用し、居住機能を柱とした複合的な機能を持つ開発を促進するほか、まちなかへの企業誘致を促進するなど、商業・業務をはじめとした様々な都市機能を集積し、魅力ある都市空間を形成する。

そして、空き店舗対策事業を推進するほか、地域の特性にあった魅力ある商店街づくりを進めるとともに、まちなかでの創業やオフィス機能の移転の促進など、経済的な活力向上を図る。

また、市民主体のイベント開催への支援などにより、まちなかへの誘客を促進するとともに、居心地がよく歩きたくなる道路空間整備や公共交通機関の利便性向上を図り、回遊性を高め、にぎわいを創出していく。

【主な事業】

- ・ 企業誘致推進事業
- ・ 店舗、事務所等立地促進事業
- ・ 空き店舗対策事業
- ・ シェアサイクル等の推進事業

◇重点施策のイメージ図



7. 計画事業の概要

(1) 市街地の整備改善を図る事業

1【事業名】水戸市バリアフリー基本構想に基づく事業の実施

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	水戸市, 各施設管理者		
【事業内容】	法定協議会を活用し, 基本構想に位置付けた事業の進捗管理を行うとともに, バリアフリー水準の向上に向け, 検討を行う。 関係機関と連携し, バリアフリー化や高齢者, 障害者等に対する市民の理解を深めるための事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上, 居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量, 居住人口		
【活性化に資する理由】	水戸駅を中心とする区域を高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「重点整備地区」に指定し, ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることにより, 中心市街地の魅力を向上させるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

2【事業名】水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～令和8年度		
【実施主体】	再開発組合		
【事業内容】	中心市街地はもとより本市の玄関口となる本地区において, 商業, 業務, 住居, 保育機能など, 新たな都市利用の拠点を整備する再開発事業を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上, 居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量, 居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 地区の再開発を行うことで, 来街者と居住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

3【事業名】水戸駅北口駅前広場改修事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～令和6年度		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	本市の玄関口でもある水戸駅北口駅前広場のバリアフリー化を推進するに当たって、スロープ及びエレベーターの改修を行うことで、すべての人にやさしく、多様な人々が利用できる交流の場としての駅前広場を構築する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、快適な空間を整備することにより、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業(水戸市都市中枢地区(第2期))		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和6年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4【事業名】弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史的景観づくりの推進

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	水戸市都市景観条例に基づき都市景観重点地区に指定した弘道館・水戸城跡周辺地区における建築行為等に対し補助を行い、水戸の顔にふさわしい歴史景観づくりに取り組むとともに、地区としての魅力向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、都市の魅力を高め、来街者の増加につながるため。		

(2) 都市福利施設を整備する事業

5 【事業名】 わんぱく・みとを核とした多様な子育て支援・多世代交流の推進

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	子どもたちの遊びの場、子育て世代を中心とした多世代交流の場を提供するとともに、ボランティアを活用した親子で楽しめる講座、保育士等による育児相談、子どもの一時預かり等を実施することにより、多様な子育て支援・多世代交流を推進するとともに、にぎわいと人の流れを創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上, 居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量, 居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して子育てすることができる環境を整えることで、来街者の増加や居住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

6 【事業名】 総合的な放課後児童対策の推進(放課後学級の充実等)

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	水戸市, 民間事業者 等		
【事業内容】	子どもたちが安心して過ごすことができる居場所を確保するため、放課後学級、放課後子ども教室の運営、民間学童クラブへの運営支援により放課後児童健全育成事業を実施するなど、子育てしやすい環境づくりを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所を確保することで、子育て世帯のまちなかへの移住を促進し、居住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金, 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府, 文部科学省
【その他特記事項】			

7【事業名】高齢者支援センターによる高齢者支援の充実

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに向け、地域包括支援センターの支所となる中央高齢者支援センターの運営の充実を図るとともに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員により、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めることで、居住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	地域支援事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

8【事業名】まちなかの保育ニーズに対応した保育サービスの充実

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	中心市街地における若い世代の居住者のニーズに対応できるよう、中心市街地における保育園、幼稚園、認定こども園において、延長保育や休日保育等の保育サービスの拡充を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することで、居住人口の増加につながるため。		

9【事業名】公的病院等救急医療等運営補助事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	中心市街地において、市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域医療の中核を担う公的病院として、救急医療を提供する水戸協同病院に対し、特別交付税を基盤とした財政運営の補助を行い、緊急診療体制の充実を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地における安定的な医療提供体制を維持・確保することで、安全・安心して暮らすことができ、居住人口の増加につながるため。		

10【事業名】水戸協同病院建替え整備事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～
【実施主体】	茨城県厚生協同組合連合会
【事業内容】	中心市街地に立地し、地域医療の中核を担う水戸協同病院について、診療環境、受療環境を充実させることにより、安心して暮らせるコンパクトシティの実現に不可欠である医療機能の強化を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	居住の促進
【目標指標】	居住人口
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地における安定的な医療提供体制を維持・確保することで、安全・安心して暮らすことができ、居住人口の増加につながるため。

11【事業名】公共施設景観形成の推進

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	水戸市
【事業内容】	公共建築物、道路、公園などの公共施設の整備改善等について、公共施設景観形成ガイドライン等に基づく整備を推進することで、歴史的資源等とも調和した美しいまちなみを形成し、都市空間の魅力向上を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上、居住の促進
【目標指標】	歩行者通行量、居住人口
【活性化に資する理由】	当該事業は、良好な景観形成により、来街者の増加及び居住人口の増加につながる。

12【事業名】市民センターにおける子育て支援の推進(市民センター子育て広場の実施)

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	水戸市
【事業内容】	子どもや保護者が集い、多世代でふれあうことができる場として、市民センターで子育て広場を実施することで、地域で安心して子どもを育てることができる環境づくりに取り組むとともに、まちなかに人を呼び込む取組を推進する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上、居住の促進
【目標指標】	歩行者通行量、居住人口
【活性化に資する理由】	当該事業は、安心して子育てすることができる環境を整えることで、来街者の増加や居住人口の増加につながるため。

(3) 居住環境の向上のための事業

13【事業名】泉町1丁目広小路地区優良建築物等整備事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和7年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	本地区には、長年、空き店舗や空き家として放置され老朽化が著しい建物が存在するため、まちの活性化はもとより、防災まちづくりの観点から、優良建築物等整備事業により、商業施設や共同住宅の複合施設を整備し、良好な市街地環境を形成する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、良質な住宅等の建設により、定住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

14【事業名】子育てまちなか住宅取得事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和9年度		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	若い世代におけるまちなか定住を促進するため、子育て世帯の中心市街地への住み替えに伴う住宅取得費に対し補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、良質な住宅取得に対し支援を行うことにより、定住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業))		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

15【事業名】安心住宅リフォーム支援事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～令和9年度		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	既存住宅におけるリフォーム工事費に対し、補助を行うことで、将来にわたって安心して住み続けることができる住環境づくりを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地への居住誘導とともに、定住化による人口増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業))		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

16【事業名】水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】	平成 28 年度～令和8年度		
【実施主体】	再開発組合		
【事業内容】	中心市街地はもとより本市の玄関口となる本地区において、商業、業務、住居、保育機能など、新たな都市利用の拠点を整備する再開発事業を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上、居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量、居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで、来街者と居住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

17【事業名】移住支援事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和6年度		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	東京圏からの移住を促進するとともに、中小企業の人材不足を解消することを目的に、テレワーク等の普及により、東京圏から本市へ移住し、対象となる中小企業等に就業した者または起業した者等に対し、移住支援金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、本市への移住を支援することにより、定住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

18【事業名】民間事業者共同住宅整備促進事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和9年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	民間事業者主体により、分譲型及び賃貸型に係る共同住宅の整備を促進し、まちなか居住を誘導する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、民間主体により居住環境を提供することで、居住人口の増加につながるため。		

19【事業名】まちなか暮らしの魅力発信事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	水戸市、水戸市中心市街地活性化協議会等		
【事業内容】	移住希望者のニーズの把握に努めながら、水戸市中心市街地活性化協議会等と連携し、時代の流れに伴う価値観の変化を踏まえた情報発信やまちなか暮らしの体験事業を実施し、中心市街地への移住・定住を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住の促進		
【目標指標】	居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなか居住を誘導することで、定住人口の増加につながるため。		

(4) 経済活力の向上のための事業

20【事業名】企業誘致推進事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	一定規模以上の商業施設、オフィス等の業務機能の新設に対して、市民の新規雇用に対する助成のほか、税制優遇措置等を行う。また、企業誘致コーディネーターを引き続き配置し、制度の周知やマッチングに取り組むことで、円滑な企業立地を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上、事業所等の立地促進		
【目標指標】	歩行者通行量、新規開業数		
【活性化に資する理由】	当該事業は、企業誘致を通して産業集積を図ることで、交流人口が増加し、まちなかのにぎわい創出につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

21【事業名】中心市街地における商業施設等の立地促進事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	中心市街地への店舗、事務所等の更なる立地促進のため、中心市街地へ商業施設等の立地を促進するため、空きテナント等への出店に対し、改装費の補助を行うことで、商業や業務等の都市機能の集積を一層図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上、事業所等の立地促進		
【目標指標】	歩行者通行量、新規開業数		
【活性化に資する理由】	当該事業は、商業や業務等の都市機能の集積を図ることで、交流人口が増加し、まちなかのにぎわい創出につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

22【事業名】サテライトオフィス等開設促進事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	首都圏等の事業者におけるテレワーク需要を踏まえ、サテライトオフィス等の新規開設を行う法人に対し、開設費用(賃借物件等の改装費、償却資産の取得費、事務所の移転費)の補助を行うことにより、本市の中心市街地への事務所の開設及び移住促進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上, 居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量, 居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかに事業所を設けることで、交流人口が増加し、にぎわい創出とともに、居住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

23【事業名】空き店舗対策事業

【事業実施時期】	平成16年度～		
【実施主体】	水戸市, 水戸商工会議所		
【事業内容】	中心市街地の空き店舗への新規出店に対し、改装費の補助を行うことで、空き店舗率の改善, 商店街における個店の連続性の維持・向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上, 事業所等の立地促進		
【目標指標】	歩行者通行量, 新規開業数		
【活性化に資する理由】	当該事業は、空き店舗の活用促進により、商業集積の形成に寄与することから、空き店舗率の改善につながるとともに、当事業を通して中心市街地の魅力を高めることで、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

24【事業名】まちなかりノベーション事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	(株)まちみとラボ, 水戸市		
【事業内容】	民間まちづくり会社である(株)まちみとラボが中心となって, 新たに事業を始める人に対し, 遊休不動産を活用したリノベーション事業に係る計画書の作成及び事業化に向けた取組の支援を行うとともに, 不動産オーナーの協力のもと, 遊休不動産の不動産オーナーと事業オーナーのマッチングを支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上, 事業所等の立地促進		
【目標指標】	歩行者通行量, 新規開業数		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 遊休不動産を活用した事業化を実現することにより, 商業等の産業の集積を図ることで, 来街者が増加するとともに, 空き店舗率の改善につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

25【事業名】コワーキングスペース運営事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	(一財)水戸市商業・駐車場公社		
【事業内容】	様々な都市機能が集積する中心市街地において, 創業を目指す人が利用できるコワーキングスペースを運営するなど, 創業機会を創出することで, まちなかでの創業を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, まちなかでの創業を促し, 都市機能の集積を図ることで, 交流人口の増加に寄与し, 来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

26 【事業名】創業支援事業の推進

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	本市の産業発展を図るため、商業を担う経営者等の育成のための創業支援セミナー等の開催を支援するとともに、創業時の借入に対する利子補給により、経営持続性の向上を高めるなど、創業に係るサポート体制を整える。また、創業ネットワーク協議会と連携した各種支援を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、創業に係るサポート体制を整えることで、商業や業務等の都市機能の集積により、交流人口が増加するとともに、来街者の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

27 【事業名】商店街活力アップ事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	中心市街地の商店街団体が、販売促進事業をはじめとするにぎわい創出事業への取組や後継者育成など、地域の魅力向上に資する活性化事業に対し、補助を行うことで、商業振興を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、商店街団体主体の活性化事業を促進し商店街の活性化を図ることにより、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

28【事業名】メインストリート街路の緑化推進

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	中心市街地を花と緑であふれる快適な空間とするため、中心市街地の商店街団体が実施する花壇等の整備や植物の植込み等による美観向上に資する事業に対し、補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業者は、美観向上に資する取組を通して、まちなかを明るく演出することにより、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

29【事業名】コンベンション誘致活動の推進

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	(一社)水戸観光コンベンション協会, 水戸市等		
【事業内容】	水戸市民会館等のコンベンション施設をPRしながら、全国規模の大会や会議をはじめ、新たなコンベンションを誘致し、中心市街地のにぎわいを創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、学術、芸術・文化、スポーツの全国大会、会議、イベント等のコンベンションの誘致を進めることで、都市としての魅力の向上とともに、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

30【事業名】世界遺産登録推進事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	<p>世界遺産登録に向け、教育遺産を有する栃木県足利市、岡山県備前市、大分県日田市と教育遺産世界遺産登録推進協議会において、専門家の指導に基づく調査・研究事業等を通して、文化的価値を磨き上げるとともに、多言語に対応したホームページの運営や講座の開催など、教育資産の魅力を発信する。</p> <p>また、世界遺産登録に向けた取組を推進することにより、歴史のまちとしてのブランド力の向上につながるとともに、中心市街地外に立地する偕楽園とつなぐことで、歴史をテーマとした回遊を促進する。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、偕楽園、弘道館の世界遺産登録に向けた取組を推進することにより、歴史をテーマとしたまちなかの回遊性向上とともに、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

31【事業名】日本遺産を生かした歴史まちづくり

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	<p>教育遺産を有する栃木県足利市、岡山県備前市、大分県日田市と本市の4市共同で、日本遺産認定を受けた「近世日本の教育遺産群 —学ぶ心・礼節の本源—」に係る事業を通して、偕楽園や弘道館をはじめとする日本遺産を生かした地域の魅力を発信するなど、教育や観光の振興を図る。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、水戸城二の丸展示館での情報発信や日本遺産に関するセミナー等を通して、まちなか回遊を促進し、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

32【事業名】水戸の歴史・文化に親しむ機会の醸成

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	水戸商工会議所, 市民団体, 水戸市等		
【事業内容】	弘道館や大手門等が立地する弘道館・水戸城跡周辺地区や偕楽園など, 中心市街地及び周辺地区には, 多くの歴史的資源が集積しており, 歴史まち歩きツアー, 講座を実施するなど, 本市の歴史にふれ, 学び, 親しむ機会を提供する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 歴史的資源を生かした事業を実施することで, 本市の歴史にふれ, 学び, 親しむ機会を提供することで, 来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

33【事業名】水戸黄門まつりの開催

【事業実施時期】	昭和 36 年度～		
【実施主体】	水戸黄門まつり実行委員会		
【事業内容】	歴史と伝統を有する水戸黄門まつりは, 水戸黄門提灯行列やふるさと神輿渡御等を行う水戸らしい観光型のまつりとして, 市外・県外からも注目され, 多くの観光客に訪れてもらえるまつりであり, まつりを通して, 水戸市はもとより中心市街地の魅力を発信する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 歴史と伝統がある水戸黄門まつりを実施し, 市内外から多くの人を呼び込むことで, まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

34【事業名】水戸の梅まつりの開催

【事業実施時期】	明治 29 年度～		
【実施主体】	水戸の梅まつり実行委員会		
【事業内容】	歴史と伝統を有する梅まつりを開催することで、主要な観光資源である弘道館、偕楽園の魅力を発信するとともに、市内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいを創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、水戸の梅まつりを通して、水戸市はもとより中心市街地の魅力の発信によるにぎわいの創出や回遊性の向上により、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

35【事業名】水戸まちなかフェスティバルの開催

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	水戸まちなかフェスティバル実行委員会		
【事業内容】	メインストリートである国道50号を歩行者天国として、市内活動団体を中心に様々なイベントやステージを開催するとともに、メインストリート沿道の商店街や中心市街地に立地する大型商業施設等と連携した回遊性事業をあわせて実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、イベントの開催によるにぎわい創出とともに、メインストリート沿道の商店街や中心市街地に立地する大型商業施設等と連携した事業の実施により回遊性の向上を図ることで、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

36【事業名】水戸黄門漫遊マラソンの開催

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	水戸黄門漫遊マラソン実行委員会		
【事業内容】	スポーツを通じた健康増進はもとより、市民等が郷土への愛着を深めるほか、水戸の豊かな自然や歴史ある観光資源等の魅力を国内外へ発信する大会として開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、水戸の魅力を国内外へ発信する大会として開催することで、参加者をはじめとする多くの人を呼び込み、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

37【事業名】MitoriO を中心としたにぎわいづくり

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	(公財)水戸市芸術振興財団, 中心市街地商店街, 水戸商工会議所, 市民団体, 水戸市等		
【事業内容】	水戸芸術館, 水戸市民会館, 京成百貨店が立ち並ぶエリアを MitoriO と名付けており, 水戸芸術館や水戸市民会館, 京成百貨店の3つの施設が連携して新たな魅力づくりに取り組むことにより, MitoriO へ誘引するとともに, MitoriO からまちなかへ回遊する仕組みづくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口, 歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、水戸芸術館, 水戸市民会館, 京成百貨店の3つの施設が連携して新たな魅力づくりに取り組むことで, MitoriO へ多くの人を誘因するとともに, MitoriO に来た人をまちなかへの回遊させずる仕組みづくりを進めるなど, まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

38【事業名】水戸芸術館の運営の充実

【事業実施時期】	平成元年度～		
【実施主体】	(公財)水戸市芸術振興財団, 水戸市		
【事業内容】	水戸芸術館において, 世界に向けて芸術・文化を創造・発信する拠点として, 音楽・演劇・美術の3部門にわたり多彩でかつ質の高い魅力あふれる事業を展開する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口, 歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 水戸芸術館において, 世界に向けて質の高い芸術・文化に係る事業を実施することで, まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

39【事業名】水戸市民会館の事業の推進

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	水戸市民会館において, 市民自ら企画, 運営, 参加, 出演する舞台の製作や大ホールや中ホールなどを使用した全館規模の自主事業を実施するとともに, 水戸観光コンベンション協会と連携しながら, 市民ニーズの高いコンサートや会議など, 大規模なコンベンションを誘致する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口, 歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 水戸市民会館において, コン서트や会議等の実施により, まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

40【事業名】芸術をテーマとした誘客促進施策の推進

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	(公財)水戸市芸術振興財団, 水戸市中心市街地活性化協議会, 水戸商工会議所, 中心市街地商店街, 市民団体, 水戸市等		
【事業内容】	タワー及びカスケードのライトアップや水戸芸術館広場での催事・展覧会関連イベント等を実施するとともに, 中心市街地の商店街の個店, 商店街共同施設, 文化施設等との連携により, 芸術・文化の振興に資する事業の展開を図る。また, 中心市街地の芸術・文化を発信する拠点や建築物を紹介するガイドブックを作成する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 芸術・文化の振興に資する事業を通して, にぎわいの創出や回遊性の向上により, まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

41【事業名】水戸市芸術祭の開催

【事業実施時期】	昭和 43 年度～		
【実施主体】	水戸市文化振興協議会, 水戸市等		
【事業内容】	水戸芸術館, 水戸市民会館等において, 市民に日頃の芸術・文化活動の発表と鑑賞の機会を積極的に提供することで, 水戸ならではの伝統文化の継承と市民主体の芸術・文化活動を促進し, 豊かで潤いのある文化都市「水戸」の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 中心市街地において, 芸術・文化活動の発表の機会を提供することで, まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

42【事業名】水戸発祥のオセロ文化の普及・啓発

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	水戸市, (一社)日本オセロ連盟等		
【事業内容】	オセロ発祥の地としてのブランドイメージを高めながら, 効果的に魅力を発信するため, オセロの大会やイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, オセロ発祥の地として, 大会やイベントを開催することで, にぎわいを創出し, 来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

43【事業名】弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくり

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	弘道館・水戸城跡周辺地区においては, 令和元年度に水戸城歴史的建造物である大手門, 令和2年度に二の丸角櫓等が完成し, 地区の魅力が高まっている。歴史的資源と弘道館東側広場を効果的に活用したイベントの開催等により, 当地区への誘客促進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口, 歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 弘道館・水戸城跡周辺地区においては, 弘道館東側広場を活用したイベント等を開催し, 当エリアに誘客促進を図ることで, まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

44 【事業名】体験・交流型観光の充実

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	水戸の歴史や文化、伝統工芸品等の観光資源を生かしたまつりやイベントの実施とあわせ、水戸ならではの体験型プログラムの充実や創出に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、本市の歴史や文化、伝統工芸品等の観光資源を生かしたまつりや水戸ならではの体験型プログラムを実施することで、にぎわいを創出し、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

45 【事業名】南町自由広場を活用したにぎわい創出事業

【事業実施時期】	平成21年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	中心市街地のほぼ中央に位置する南町自由広場を活用して、市民団体等が主体となってイベント等の開催を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、南町自由広場においてイベント等を実施することで、にぎわいが創出され、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

46【事業名】周遊バス運行等による観光資源間の移動利便性向上事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史的資源や MitoriO における文化的資源を周遊できるバスを運行するとともに、水戸駅を基点とするレンタサイクル事業やシェアサイクル事業を実施することで、回遊性の向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、バスの運行やレンタサイクル事業やシェアサイクル事業を実施し、歴史的資源や文化的資源等の拠点間をつなぐことで、観光客等の移動の利便性を高め、回遊性の向上を図るとともに、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

47【事業名】散策ルートを活用した観光資源と周辺市街地の回遊性向上事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	弘道館や水戸城大手門等の歴史的資源の回遊性を高めるため、歴史的資源を歩いて楽しめる散策ルートとあわせ、飲食や土産品も紹介するマップを作成・配布する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、観光客等に対し、歴史的資源からまちなかへ回遊性の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

48【事業名】中心市街地活性化支援事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	水戸商工会議所が実施する中心市街地活性化に資する各種事業に対し、補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化に資する各種事業を実施することで、まちなかへの来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業／区域内		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和 10 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

49【事業名】水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】	平成 28 年度～令和8年度		
【実施主体】	再開発組合		
【事業内容】	中心市街地はもとより本市の玄関口となる本地区において、商業、業務、住居、保育機能など、新たな都市利用の拠点を整備する再開発事業を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上, 居住の促進		
【目標指標】	歩行者通行量, 居住人口		
【活性化に資する理由】	当該事業は、地区の再開発を行うことで、来街者と居住人口の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

50 【事業名】居心地が良く歩きたくなるまちづくり

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	水戸のまちなか大通り等魅力向上検討協議会		
【事業内容】	多くの都市機能が集積する、中心市街地のメインストリートである国道50号及びその周辺地域の魅力の向上を図るため、官民連携事業により令和3年度に策定した未来ビジョンに基づき、社会実験を行いながら、まちなかを歩いて楽しめる取組を展開する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、民連携事業により、中心市街地の魅力を向上させ、居心地が良く、日常的に歩きたくなる空間づくりを進めることで、回遊性の向上や来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	官民連携まちなか再生推進事業		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

51 【事業名】創業支援事業計画に基づく事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	水戸商工会議所、(一財)水戸市商業・駐車場公社、金融機関等		
【事業内容】	水戸市創業支援事業計画に基づき、水戸市内での創業希望者を対象に、会社設立の手続から労務管理、資金調達や経営戦略の立案など、創業に係る幅広い知識の習得のための創業セミナーを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、創業者の事業活動の段階に応じた多様な支援策を実施することにより、商業集積の維持向上が図られ、交流人口が増加し、まちなかのにぎわい創出につながるため。		

52【事業名】プロスポーツチームを通じた地域の活性化

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	民間事業者, 水戸市
【事業内容】	本市は, プロスポーツチーム「水戸ホーリーホック」「茨城ロボッツ」のホームタウンとなっており, 市内外から多くの観戦客が本市を訪れる。 「水戸ホーリーホック」や「茨城ロボッツ」と連携し, ホームゲームへの誘客促進を図るとともに, 観戦客が, 観光スポットをはじめ, 中心市街地の飲食店等と連携し, まちなかへ訪れる回遊性事業を展開する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口, 歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は, プロスポーツチーム「水戸ホーリーホック」「茨城ロボッツ」のホームゲームの観戦客をまちなかへ誘導することで, 来街者の増加につながるため。

53【事業名】ワンコイン商店街の開催

【事業実施時期】	平成 25 年度～
【実施主体】	中心市街地商店街個店等
【事業内容】	商店街の各個店が, 100円や500円のワンコインで購入できる商品を販売することにより, 各個店を知る機会や魅力を発信する機会の創出につなげるとともに, 当事業を通して, 複数の個店を回るためのスタンプラリーをあわせて実施するなど, 回遊する仕組みを展開する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は, 複数の個店を回遊する仕組みを展開するとともに, 各個店の魅力を発信することで, 来街者の増加につながるため。

54【事業名】水戸まちなかゼミ&まちカルの開催

【事業実施時期】	平成 25 年度～
【実施主体】	水戸商工会議所, 中心市街地商店街団体等
【事業内容】	中心市街地全体をキャンパスに見立て, 中心市街地の商店街団体及び各個店が講師となり, カルチャー講座を行うことで, 消費活動の場のみならず, 文化や商業の発信地としての求心力の向上を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は, 各個店の魅力を発信するとともに, 様々な人が中心市街地に足を運ぶきっかけとして新たな人を呼び込むことで, 来街者の増加につながるため。

55【事業名】学生サポーター事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～
【実施主体】	水戸商工会議所
【事業内容】	市内の大学生や専門学校生で構成するまちづくり団体「C's(シーズ)」の活動を支援する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、若い世代の視点をまちづくりに取り入れ、にぎわいの創出を図ることで、中心市街地への来街者の増加につながるため。

56【事業名】文化コンテンツ強化プロジェクト

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	市民団体等
【事業内容】	市民団体が主体となる「水戸クリエイティブウィーク」など、市民の主体的な芸術文化活動を促進するとともに、それらの活動を通して、本市の中心市街地における芸術文化の魅力の向上を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、市民団体等が主体となって芸術文化活動を行うことができる環境を整えることで、中心市街地への来街の機会を創出し、歩行者通行量の増加につながるため。

57【事業名】まちなか職業体験事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	水戸商工会議所
【事業内容】	中心市街地の各事業所の協力のもと、小・中学生の職業体験を実施する。また、まちなか職業体験事業を通して、中心市街地の各事業所と市民とのつながりを創出し、事業後に中心市街地への来街する機会につなげる。また、将来、地元で働く人材を育成する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地での職業体験を通して、中心市街地の事業所等とのつながりを創出することで、中心市街地への来街の機会につなげるため。

58【事業名】水府提灯ロマンティクス事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	民間事業者
【事業内容】	水府提灯を用いた街灯でつなげることにより、歴史を感じることができる水戸らしさのある景観を演出し、周辺エリアの魅力向上を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、水府提灯を設置し、水戸らしい歴史ある景観を演出することで、周辺エリアの魅力の向上を図るとともに、中心市街地への来街者の増加につながるため。

59【事業名】まちなかの食文化発信事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～
【実施主体】	民間事業者、商店街団体等
【事業内容】	納豆や梅、黄門料理、あんこう料理、うなぎ料理など、水戸の伝統ある食文化のPRを行うとともに、市民団体等による食文化のブランディングに係る事業を支援する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、水戸ならではの食文化のPRに取り組みながら、弘道館や借楽園、コンベンション施設等を訪れる観光客等に対し、飲食店が集積しているまちなかへの誘導を図ることで、中心市街地への来街者の増加につながるため。

60【事業名】まちの駅ネットワーク推進事業

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	まちの駅ネットワーク
【事業内容】	中心市街地の情報を提供する機能を備えるとともに、人と人の交流を創出する場所となるなど、まちづくりの拠点となる役割を持つほか、来街者に対するおもてなしに取り組む。また、まちなかへ新たな人の流れを呼び込むため、まちなかの魅力的な店を紹介する媒体の構築や、創業者の支援等を行う仕組みづくりについて検討する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、各個店等など、既存施設を利用し、誰もが休憩できる機能や地域情報の提供、交流の場の機能を生かした上で、中心市街地の一体的なまちづくりを行うことにより、回遊性向上につながるため。

61【事業名】泉町地区街並み景観向上・回遊促進事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和9年度
【実施主体】	泉町地区街並み景観向上・回遊促進事業実行委員会
【事業内容】	水戸市民会館周辺地区において、景観向上と回遊促進を目的に、飲食店等と連携し、オープンテラス事業を実施するなど、歩いて楽しめる空間を形成する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、水戸市民会館周辺地区の魅力向上させるとともに、まちなかに滞在しやすい環境を形成することにより、回遊性の向上や中心市街地への来街者の増加につながるため。

62【事業名】みとまちなか寄席の実施

【事業実施時期】	令和4年度～
【実施主体】	一般社団法人まちコンテンツ共創協会
【事業内容】	新たな文化コンテンツとして、コミュニティ機能をあわせ持つ寄席の専用施設を運営する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、まちなかのにぎわい創出の新たな拠点として、寄席を新たな文化コンテンツとして発信することで、人を呼び込み、人々をつなげる場を創出し、中心市街地への来街者の増加につながるため。

63【事業名】中心市街地におけるWi-Fi環境整備の促進

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	商店街団体、各個店等
【事業内容】	市民や観光客等が、中心市街地に関する情報を取得する利便性の向上や災害時における通信環境の確保を目的に、中心市街地の事業所や店舗等に、Wi-Fiを整備する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上、居住の促進
【目標指標】	歩行者通行量、居住人口
【活性化に資する理由】	当該事業は、Wi-Fi環境を整備するなど、通信環境を確保することで、まちなかの利便性が向上し、中心市街地への来街者の増加につながるため。

64【事業名】eスポーツを活用したにぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	民間事業者
【事業内容】	IT系の業務機能が集積している中心市街地において、eスポーツの拠点を形成したことで、eスポーツの大会を開催し、多くの人を呼び込むとともに、子ども達をはじめとする多世代の方々が、eスポーツを通してデジタル技術にふれることで、人材育成に取り組む。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地にeスポーツの拠点を形成することで、交流人口が増加し、まちなかのにぎわい創出につながるため。

65【事業名】デジタルを活用した消費環境の向上

【事業実施時期】	平成30年度～
【実施主体】	民間事業者
【事業内容】	新しい生活様式に適応したキャッシュレス決済を活用した消費拡大促進事業を実施するなど、時代のニーズに応じた市民が安心して買い物等ができる環境づくりを推進する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地でキャッシュレス事業を推進することで、来街者の買い物環境が向上し、まちなかのにぎわい創出につながるため。

(5) 公共交通の利便の増進を図るための事業

66 【事業名】公共交通の利便性向上(バスサービスの充実)

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	交通事業者, 水戸市		
【事業内容】	公共交通の利便性の向上を図るため, バス停留所の見直しや運賃の見直し, 共通乗車券・割引サービスの導入, 高機能な車両の導入に取り組み, 中心市街地を訪れやすくする環境を整える。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 中心市街地へ訪れやすい環境が整うことにより, 来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業) 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業) 社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

67 【事業名】公共交通の利用促進

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	交通事業者, 水戸市		
【事業内容】	公共交通機関であるバスの利用促進を図るため, 共通サインシステムの導入や路線図・時刻表等の作成・配布, モビリティマネジメントの実施, インフォメーション施設の整備等に取り組むなど, 各種情報を分かりやすく提供・案内する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, バスに係る分かりやすい情報を提供することで, バスの利用者の増加とともに, 中心市街地への来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業) 社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

68【事業名】バス路線の再編

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	交通事業者, 水戸市		
【事業内容】	地域の課題やニーズ等を踏まえながら, 幹線・支線運行の円滑な乗継や直行運行を組み合わせた効率的な運行に取り組むなど, 利用者の視点に立った分かりやすいバス路線に再編する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, バス路線の再編により, 中心市街地への来街者の増加とともに, 回遊性の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

69【事業名】中心市街地と拠点間を結ぶ交通ネットワークの強化

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	交通事業者, 水戸市		
【事業内容】	中心市街地と拠点間を円滑に結ぶバスルートの創設や停留所等の環境整備など, 公共交通ネットワークの機能向上を図ることで, 中心市街地へアクセスしやすい環境を形成する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, 中心市街地へアクセスしやすい環境を形成することで, 来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

70【事業名】バス専用レーンの規制徹底・拡充

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	道路管理者, 茨城県警察		
【事業内容】	バス専用レーンの規制を徹底・拡充することにより, 路線バスの定時性や速達性の確保を図る。また, 路線バスの走行空間の確保に向け, バス専用レーンの厳守, 割り込み禁止など, 運転マナーの向上に関する情報を発信する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は, バス通行の円滑化に係る取組により, 利便性向上に資するもので, 来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

71 【事業名】超低床ノンステップバス導入事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	乗り降りしやすいバスの普及により、誰もが快適に移動できるよう、国、県と共同で、各バス事業者における超低床バスの導入に対して補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、路線バスのノンステップ化を進めることで、来街者の増加とともに、回遊性の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

72 【事業名】路線バス運行情報を提供するシステムの構築

【事業実施時期】	平成 31 年度～		
【実施主体】	交通事業者、水戸市		
【事業内容】	運行情報や所要時間等の情報を利用者に提供するロケーションシステムを構築するなど、利用者の視点に立った分かりやすい情報提供に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、公共交通の利便性の向上により、来街者の増加とともに、回遊性の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業) 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

73【事業名】快適な自転車通行空間の整備

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	水戸市		
【事業内容】	自転車通行空間を整備することで、生活環境の向上、中心市街地及びその周辺地域におけるにぎわい創出や観光振興を図る。 ＜対象路線＞ 上市6号線, 204号線, 261号線, 266号線		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、自転車通行空間を整備し、市民が日常的に自転車に乗りたくなる空間を形成することにより、中心市街地の回遊性の向上とともに、来街者の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

74【事業名】公共交通の利便性向上(バスサービスの充実)【再掲】

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	交通事業者, 水戸市		
【事業内容】	公共交通の利便性の向上を図るため、バス停留所の見直しや運賃の見直し、共通乗車券・割引サービスの導入、高機能な車両の導入に取り組み、中心市街地を訪れやすくする環境を整える。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地へ訪れやすい環境が整うことにより、中心市街地への来街者の増加につながるため。		

75【事業名】公共交通の利用促進【再掲】

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	交通事業者, 水戸市		
【事業内容】	公共交通機関であるバスの利用促進を図るため、共通サインシステムの導入や路線図・時刻表等の作成・配布、モビリティマネジメントの実施、インフォメーション施設の整備等に取り組むなど、各種情報を分かりやすく提供・案内する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	にぎわいの向上		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	当該事業は、バスに係る情報を提供することで、バスの利用者の増加とともに、中心市街地への来街者の増加につながるため。		

76【事業名】シェアサイクル等の推進

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	水戸市
【事業内容】	商業や観光施設の回遊性の向上及び公共交通網の補完のため、シェアサイクルの整備を行い、まちなかの街路を經由した弘道館・水戸城跡周辺地区、水戸芸術館・水戸市民会館等の拠点間のアクセス向上を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、中心市街地の拠点間のアクセス向上により、まちなかの回遊性向上とともに、来街者の増加につながるため。

77【事業名】MaaSの推進

【事業実施時期】	令和4年度～
【実施主体】	交通事業者
【事業内容】	交通事業者が主体となって、「茨城MaaS」及び「ひたちのくに紀行」を推進し、中心市街地周辺の路線バスを1日乗り放題として「水戸漫遊1日フリーきっぷ」などの電子チケットを販売し、まちなか周遊の利便性を高める。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	にぎわいの向上
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	当該事業は、公共交通の利便性に資する取組として、デジタル機能を導入することにより、各種公共交通機関をシームレスに結び付け、人々が効率よく、便利に移動できる環境を整えることで、多世代の来街者の増加とともに、まちなかの回遊性向上につながるため。

8. 推進体制

中心市街地活性化の主役は市民を含む民間であり、今後は、時代の変化に対応し、迅速かつ機動的に事業を推進できる組織及び推進にあたって中心的な役割を担う人材確保の重要性がますます高まってくると考えられる。そこで、中心市街地のエリアマネジメントを中心的に担う人材の確保、民間主体の新たな組織づくりに向けた検討を進める。

推進体制関係図

